資料編





1 新潟県柏崎市地域福祉計画推進会議設置条例

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づく柏崎市地域福祉計画(以下「計画」という。)の策定及び推進のため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づく市長の附属機関として、柏崎市地域福祉計画推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 推進会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について協議・検討し、その結果 を市長に答申する。
 - (1) 計画の策定に関すること。
 - (2) 計画に関する進行管理及び評価に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、計画の推進に関すること。

(組織)

- 第3条 推進会議は、15人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 地域住民の代表者等
 - (3) 社会福祉関係施設又は事業者の代表者等
 - (4) 社会福祉関係団体の代表者等
 - (5) 関係行政機関の職員
 - (6) 公募による者
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第5条 推進会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。



(推進会議)

- 第6条 推進会議は、会長が招集し、議長となる。
- 2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 5 推進会議は、公開とする。ただし、推進会議の決定により、非公開とすることができる。 (守秘義務)
- 第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様と する。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、福祉保健部福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。



2 柏崎市地域福祉計画推進会議委員名簿

区分	氏	名	所属・役職等
(1)学識経験者	◎ 佐藤	貴洋	新潟青陵大学福祉心理学部 准教授
	伊藤	加壽子	くらしのサポートセンターはまなす 中央地区はまなす運営委員会 会長
(2)地域介尼の伊圭老笠	小川	佐惠子	南鯖石地区コミュニティ振興協議会
(2)地域住民の代表者等 	木田	智佳	柏崎市立小中学校PTA関係者
	髙橋	正樹	柏崎市民生委員児童委員協議会 松浜地区民生委員児童委員協議会 会長
	近藤	泰文	社会福祉法人 こすもすの会 こすもす作業所 施設長
(3)社会福祉関係施設又	西巻	美紀	社会福祉法人 柏崎刈羽福祉事業協会 養護老人ホーム御山荘 次長
は事業者の代表者等	小川	登美子	独立行政法人 国立病院機構新潟病院
	関矢	省一	社会福祉法人 柏崎市保育事業協会 理事長
(4)社会福祉関係団体の	宮﨑	優子	社会福祉法人 柏崎市社会福祉協議会 介護支援事業課 係長
代表者等	〇 須田	貴子	よろんごの木 副代表
(5)関係行政機関の職員	西巻	正栄	新潟県長岡地域振興局健康福祉環境部 地域福祉課 課長
(八)八苺に トフセ	小林	俊介	市民
(6)公募による者 	佐藤	貴子	市民
(7)前各号に掲げるもの のほか、市長が必要と 認める者	青木	健	公益社団法人 柏崎市シルバー人材 センター 常務理事・事務局長

[※]氏名欄の、◎は会長、○は副会長です。



3 策定の経過

年月日	会議等の名称	概要
令和2 (2020) 年 6月2日	令和2(2020)年度 第1 回柏崎市地域福祉計画推 進会議·柏崎市地域福祉活 動計画推進会議	第四次地域福祉計画策定に係る基礎 調査(市民アンケート)について
令和2(2020)年 7月6日~31日	基礎調査(市民アンケート)の実施	市民が「地域」の中でどのように暮ら し、どのように考えているのかを把 握するために実施
令和2 (2020) 年 9月16日~11月 17日	基礎調査(関係団体・コミュニティセンター実態 調査)の実施	第三次計画の進捗状況の検証・評価 及び新たな地域福祉課題や本市及び 柏崎市社会福祉協議会に対する意 見・要望・期待等を把握するために実 施
令和2 (2020) 年 10月7・8日	基礎調査(職員ワーク ショップ)の実施	「柏崎市の目指す姿 (柏崎らしさ)を どのようにイメージするか」、「どの ような地域づくり・まちづくりを進 めていくか」を具体化し、本計画に反 映させることを目的として実施
令和2 (2020) 年 10月9日	令和2(2020)年度 第2 回柏崎市地域福祉計画推 進会議·柏崎市地域福祉活 動計画推進会議	・第四次計画策定に係る市民アンケート(中間報告)について・第四次計画策定に係る職員ワークショップ(開催報告)について・第四次計画策定に係る基礎調査(関係団体・コミュニティセンター実態調査)について
令和3 (2021) 年 3月2日	令和2(2020)年度 第3 回柏崎市地域福祉計画推 進会議·柏崎市地域福祉活 動計画推進会議	・第四次計画策定に係る市民アンケート(結果報告)について ・分野別アンケートの結果から見える課題について ・第四次計画策定に係る職員ワークショップ(結果報告)について ・第四次計画策定に係る関係団体・コミュニティセンター実態調査(結果報告)について ・第四次地域福祉計画策定の方向性(案)について
令和3 (2021) 年 6月28日	令和3(2021)年度 第1 回柏崎市地域福祉計画推 進会議·柏崎市地域福祉活 動計画推進会議	第四次地域福祉計画・地域福祉活動 計画の体系(案)について



年月日	会議等の名称	概要
令和3 (2021) 年 8月5・6日	基礎調査(関係団体・コミュニティセンター・町内会実態調査)の実施	地域福祉課題や課題解決に向けた考 え、各団体の活動における特徴や課 題について意見交換を実施
令和3 (2021) 年 10月12日	令和3(2021)年度 第2回柏崎市地域福祉計画推進会議·柏崎市地域福祉活動計画推進会議	第四次柏崎市地域福祉計画・地域福祉活動計画の素案について
令和3 (2021) 年 11月4日	令和3(2021)年度 第3 回柏崎市地域福祉計画推 進会議·柏崎市地域福祉活 動計画推進会議	第四次柏崎市地域福祉計画・地域福祉活動計画の修正後の素案について
令和3 (2021) 年 12月16日~ 令和4 (2022) 年 1月14日	パブリックコメントの実 施	
令和4(2022)年 2月1日	令和3(2021)年度 第4 回柏崎市地域福祉計画推 進会議·柏崎市地域福祉活 動計画推進会議 (書面開催)	第四次柏崎市地域福祉計画・地域福祉活動計画について



4 アンケート調査結果における自由意見(概要)

(1)年代別

①18~19歳

ボランティア活動に関する情報提供を求める意見がみられました。

- ★ ボランティア活動に関する情報提供を充実してほしいです。
- ◆ どのような福祉活動を行っているのか知らないことが多いのでもっと広めていくことが必要なのではないかと思いました。

②20~29歳

子どもの生活環境改善や、日頃からの助け合い、制度についての広報活動、循環バスや 福祉タクシーの充実を求める意見がみられました。

- ◆ 子どもが安心して生活できるような地域づくりを進めていきたい。また、休日に気軽に遊びに行ける施設を(子どもを連れて)増やしてほしい。
- ◆ 一人一人が日頃から共に助け合うという気持ちを心掛ける。
- ◆ 制度が充実していても、その制度のことを知らないことには利用できないので、様々 な方面で周知を行うことが大切だと思います。
- ◆ もっと循環バス(ひまわり、かざぐるま)のコースを拡大していただき、もう少し 本数を多くしていただけたらうれしいです。
- ◆ 自家用車がなく、電車やバスを使っての通院が困難な方への福祉タクシーの充実。

③30~39歳

バリアフリー化の促進を求める意見や、子どもの室内遊び場の増設、公共交通機関の充実、広報などによる情報発信、災害時に地域で助け合えるための情報共有の機会を求める意見がみられました。

- ◆ まちのバリアフリー化。バリアフリー(車いすで生活できる)賃貸物件。
- ◆ 室内で子どもが自由に遊べる場が元気館のほかにあるとうれしい。
- ◆ 年をとっても買い物や通院など自由に移動できる手段を充実させてほしい。できる だけ自分で運転しなくても済むような環境にしてもらいたい。進学先の選択肢が広 がるように、公共交通機関の充実を図ってほしい。
- ◆ 広報などでもっと情報を多く発信して、市民全体に情報の共有、理解、認識を深め 関心を持たせることが最初に、まず一番に大事ではないかと思います。
- ◆ 災害時は特に近所の誰が何に困るのか、あらかじめ知っておくことで、少しでも力に なれることがあるかもしれないため、情報共有できる機会があると助かります。



④40~49 歳

適度な距離間の近所付き合いを求める意見や、公共交通機関の充実、福祉サービスやボランティア活動に関する広報活動の充実、災害や緊急事態が起きた際手助けが必要な住民を迅速に救助できる体制づくりを求める意見がみられました。

- ◆ 自分も含め他人に対して閉鎖的である。かといって無理に付き合うのも難しい問題 かと思います。一人一人がちょっとだけ誰かを思いやることが自然とできればよい と思う。
- ◆ 公共交通機関をもう少し市街地から離れた場所でも使いやすくしてほしい。
- ◆ 福祉サービス全般の利用に関する周知と利用状況の報告。
- ◆ ボランティアは強制されて行うものではないので、そういった状況になったときに、 どうすればよいかを相談できる窓口が分かりやすいところにあると、安心できるような気がする。
- ◆ 災害や緊急事態が起きたときに、手助けが必要な地域住民を迅速に救助できる体制が整っているとは思えない。できること、できないこと、役割等を話し合う、又は指示する機関(システム)など、何かあると把握しやすくなるのでは。

⑤50~59歳

新型コロナウイルス感染症に応じた取組を求める意見や、個人のプライバシーに配慮した活動、障がい者と地域住民が関わる機会の増加、学校での福祉教育の充実化を求める意見がみられました。

- ◆ 新型コロナウイルス感染症による様々な影響が出て、生活様式が変わったこともある。日常を戻すため、状況に応じた取組を行い、対応することの実現を願います。
- ◆ 誰かに何かを相談しようと思うとき、相手が全く知らない人の方が相談しやすいという場合があると思う。
- ◆ 障がい者の方が、もっと地域住民と関わる環境や働く場が増えるとよいと思う。住 民の人たちや会社関係の方たちが、もっと障がい者の方を理解してほしいと思いま す。
- ◆ 学校の福祉教育やボランティア活動に、子どもの頃から自然に関われるように、子 どもたちを育てること。



⑥60~69 歳

柏崎市全体の活性化が必要という意見や、プライバシーに配慮した助け合い、子ども への虐待の早期発見、広報活動の活発化、車を持たない高齢者の買物・通院のための交通 の充実化を求める意見がみられました。

- ◆ 人口減少で不安です。小中学生がいなく活気がありません。元気が出るようなイベントを考えてください。
- ◆ 個人のプライバシーの問題があるので、助け合いとかは難しい。
- ◆ 子どもが食事を与えられない、肉体的、精神的に暴力を受ける事例がなくなりません。耳にするたび心が痛みます。もっと注意深くまわりの大人が気をつけなければと思います。
- ◆ 広報誌を通して、相談窓口、支援可能な項目などの情報を分かりやすく伝えること が重要と思われます。
- ◆ 高齢者だけの世帯で自家用車を運転できなくなったときが一番不安。買物・通院な どどうしたらよいのか…。

⑦70 歳以上

高齢者が安心して暮らせるまちづくりの推進、若者の就労機会の増加、昔ながらの近所付き合いの維持、気軽に集まれる場所の提供、車を持たない高齢者の買物・通院のための交通手段の確保を求める意見がみられました。

- ◆ 高齢者が安心して暮らせる町づくりをこれからも進めてください。
- ◆ 中山間地で若者が生活できる働き場所が無いためもあります。市の取組として若者 がUターンして柏崎市で生活できる政治にしていただきたいと思います。
- ◆ 昔の向こう三軒両隣的な洗練された関わり合いが大切なのではと考えます。
- ◆ 気軽に集まって話し合いができる場所が欲しい。
- ◆ へき地に住んでいる老人です。買物はおろか、医者に行きたくてもバスも本数がな く、他の交通手段もありません…。若い人たちが農村に住み暮らして行けるように 「市」としても考えてください。



(2)地区別

①中地域

プライバシーに配慮した相談所の増設、新型コロナウイルス感染症の状況に応じた取組、子どもの頃からの福祉や社会貢献活動に関する教育を求める意見がみられました。

- ◆ 地域の支え合いは大切ですが、プライバシーや個人の性格を考えると気軽に相談できる場所が近くにあるとよいのかと思います。
- ◆ 新型コロナウイルス感染症による様々な影響が出て、生活様式が変わったこともある。日常を戻すため、状況に応じた取組を行い、対応することの実現を願います。
- ◆ 小学生、中学生の時から福祉や社会貢献活動の大切さを教えることが必要だと思う。

②東地域

時代のニーズに合ったサービス提供、地域の活性化、住民への十分な周知、交通手段の確保(通院)・移動販売を求める意見がみられました。

- 「今は、時代の転換点」戦前:多くの福祉を地元で担っていた。戦後~現在:福祉は行政でやるから、産めよ増やせよ、働けよ。→今後:前提を変える時に来ているのでは。
- ◆ 市街地、市内の地元企業、商店街を活気付ける、偏った優遇をしない。仕事の安定 なくして、助け合い支え合い福祉に対するゆとりは持てない。
- ◆ 助け合い、支え合っている状態をもっと市民に分かってもらえるように、活動状況 を知らせてほしい。
- ◆ これから運転免許を返納した場合、買物、医者通いが不便になる。そういう面をもっと充実して生活しやすい地域にしてほしい。現在、移動販売があるが、設備が不充分である。バス利用も本数が少ない。バス停まで行くのが大変である。訪問理容とかもあるとよいと思う。

③西地域

住民同士の交流の機会の増加、高齢者の交通手段の充実や配食・買い物サービス等の 充実、サービスの迅速化、医療体制・予防支援の充実を求める意見がみられました。

- ◆ あまり大上段に構えないで広く浅く、まずは顔見知りを増やすところから始めればいいのではないかと思う。知っている人は放っておけないのが人情だと思う。
- ◆ 高齢者の交通手段の充実や配食、買い物サービス等を充実させてほしい。
- ◆ 介護認定に時間がかかるように思います。家族の負担、病状が進んだりしてしまうと大変な気がします。
- ◆ 住民同士が助け合える範囲でのサポートですむように医療体制、予防支援の充実が まず必要と考えます。



4南地域

プライバシーに配慮した活動、住民の地域活動への積極的参加、福祉に関する周知活動、まちのバリアフリー化、地域での防災訓練の強化を求める意見がみられました。

- ◆ 近所で困っている世帯の方の中には、本当に近所だと反対にプライベートを知られ たくないという人もいるので、お手伝いをする方を決めるときは、その方の意見を 尊重して決めるべきだと思いました。
- ◆ 地域活動に参加しているのはいつも同じ人である。参加していない人が進んで参加 できる活動を目指してほしい。
- ◆ どのような福祉活動を行っているのか知らないことが多いのでもっと広めていくことが必要なのではないかと思いました。
- ◆ お店や施設のバリアフリーを充実させてほしい。多目的トイレがあることが当たり 前の街になってほしい。駐車場も広いスペースがあるといい。
- ◆ 地域での防災訓練の強化。何度も繰り返してすることにより、いざというときに動けるし、助け合える。

⑤北地域

移動手段の充実化、プライバシーに配慮した活動、福祉や相談所の情報の周知、障がい者と地域住民との関わる機会の増加を求める意見がみられました。

- ◆ 無料市内バスを増やしてあげてほしい。
- ◆ 誰かに何かを相談しようと思うとき、相手が全く知らない人の方が相談しやすいと いう場合があると思う。
- ◆ 福祉サービス全般の利用に関する周知と利用状況の報告。
- ◆ 福祉や相談所など現在どのような仕組みや、使用方法が分かるように、知識を広めていくために啓蒙活動が必要だと思う。
- ◆ 障がいがある、なしにかかわらず、普通に当たり前に安心して暮らせることができますように、願っています。



5 用語解説

	用語	解説
あ	アウトリーチ	支援の必要性を自覚していなかったり、支援が必要であるにもかかわらず、自発的に申し出をしない人々に対して、公共機関などが積極的に働きかけて支援の実現を目指すことを指します。
	アセスメント	利用者やその家族、地域住民がどのような支援やサービス を必要としているのか、調査に基づいた評価を行うことを指 します。
	SNS	Social Networking Service(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の略称です。インターネット上に構築されたネットワークを使って、他者と交流することができるサービスを指します。
	エンパワーメ ント	社会的弱者や被差別者が、自らその状況を変える力を持てるように援助することを指します。
	音訳	視覚に障がいのある人などのために、文字や図表などの情 報を音声化することを指します。
か	協働	多様な主体が、お互いの立場や特性を認識・尊重しながら、 共通の目的を達成するために、協力・協調することを指しま す。
		人の口から口へと情報などが伝えられることを指します。
	くらしのサポーター	各地区のくらしのサポートセンター付随事業(お茶の間活動、助け合い活動)や「くらしのサポートセンターえきまえ」 の運営を支援する住民ボランティアで、市が育成のための講座を開催しています。
	くらしのサ ポートセン ター	高齢者が住み慣れた地域や家庭で、安心してその人らしい 生活を継続していくことができるよう、地域の住民団体等が 中心となって体操や地域交流等の介護予防に資するデイホー ム活動を実施する場です。また、付随事業として、お茶の間活 動や助け合い活動にも取り組む地区があります。
	グローバル・ パートナー シップ	地球規模の協力関係のことで、世界平和・環境問題など世界的問題の解決のため提携することを指します。
	ゲートキー パー	門番という意味で、悩んでいる人に気付き、話を聴いて、必要な支援につなげ見守る人を指します。行政や相談窓口担当者だけでなく、地域のボランティア、家族や職場の同僚、友人等の様々な立場の人たちが、その役割を担うことが期待されています。
	健康推進員	町内会から選ばれる、地域住民の健康意識の向上や 様々な健康づくり活動に取り組む地域の担い手です。



	用語	解説
か	権利擁護	認知症や知的障がい、精神障がいなどを持つ高齢者や障が い者が有する人間としての権利を守るため、その擁護者や代 弁者が支援することを指します。
	合計特殊出生 率	15〜49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものを指し、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当します。
	交通インフラ	電車やバスなどの公共交通を指します。
	高齢者運動サポーター	市が開催している講習会などで運動を中心とした健康づくり・介護予防について学習し、自分自身や家族の健康維持はもとより、近所の人や友人、さらに各地域で教室や啓発を行うなど、地域に根差した活動を行う担い手を指します。
	コツコツ貯筋 体操	足腰の筋力と柔軟性を向上させ、転倒しにくい体をつくる ことを目的とした柏崎市オリジナル体操です。
	こども食堂	地域住民や自治体が主体となり、無料又は低額で子どもた ちに食事を提供するコミュニティの場を指します。
	コミュニティ ソ ー シ ャ ル ワーク コミュニティ ソ ー シ ャ ル ワーカー	コミュニティソーシャルワークとは、地域において、支援を必要とする人々の生活圏や人間関係などの環境面を重視した援助を行うとともに、地域を基盤とする支援活動を発見して必要とする人に結びつけたり、新たなサービスを開発したり、公的制度との関係を調整したりすることを指し、コミュニティソーシャルワーカーとは、このコミュニティソーシャルワークを行う者を指します。
さ	災 害 ボ ラ ン テ ィ ア セ ン ター	自然災害で被災された人々が一日も早く「普段の暮らし」を 取り戻せるよう、ボランティアの力で応援できること(例:家 屋内の泥出し、家財道具の搬出等)を被災された人々につなぐ 組織を指します。
	財産の保全	債権者(民事保全の申立てをする人は債権者と呼ばれます。)が勝訴判決を得て強制執行を行うまでには一定の時間を要します。しかしながら、勝訴判決を得るまでの間に債務者(民事保全の申立てがされた人は債務者と呼ばれます。)に財産を処分されないようにする手続を指します。
	ジェンダー	生物学的な性別とは区別された、社会的・文化的につくられ る性別のことを指します。
	市長申立によ る法定後見制 度	成年後見制度の利用が必要な状況であるにもかかわらず、 本人や家族ともに申立てを行うことが難しい場合など、特に 必要があるときに市町村長が申立てを行う制度です。
	市民後見人	一般市民による成年後見人で、認知症や障がいなどで判断能力が不十分な人に親族がいない場合に、同じ地域に住む市民が、家庭裁判所から選任され、本人に代わって財産の管理や介護契約などの法律行為を行います。



	用語	解説
t	ジュニアリー ダー	子ども会を中心に地域活動を行う青少年のことを指します。
	受任調整 (マッ チング)	専門職団体(弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等)と連携し、財産管理だけでなく、意思決定支援・身上監護も重視した適切な後見人候補者を選定するための調整を指します。
	手話	手や指、表情、口型など、身体全体の動きによって表現され る視覚言語を指します。
	障害者相談支 援事業者	障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、身近な市町村を中心として相談支援事業を実施している事業所を指します。
	食生活改善推 進員	「私達の健康は、私達の手で」をスローガンに、食を通した 健康づくり活動を行う地域の担い手を指します。
	身上保護	成年後見人が、成年被後見人の心身の状態や生活の状況に 配慮して、被後見人の生活や健康、療養等に関する法律行為を 行うことや、未成年者の法定代理人(親権者又は未成年後見 人)が、未成年者の身体的及び精神的な成長を図るために監 護・教育を行うことを指します。
	親族後見人	成年後見人になった親族を「親族後見人」、その後見事務を 「親族後見」と呼びます。
	精神障害者保健福祉手帳	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき交付され、一定程度の精神状態にあることを認定するものを指します。この手帳は精神障がい者の自立と社会参加を促進するために設けられた制度で、手帳を持っている人は、各種のサービスや優遇措置を受けることができます。
	成年後見制度	認知症や知的障がいなどにより、判断能力が不十分と判断された人が、不利益を被らないよう「成年後見人」が本人の代わりに適切な財産管理や契約行為の支援を行うための制度を指します。
	ソーシャルイ ンクルージョ ン	「全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で 文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包 み支え合う」という理念を指します。
	ソーシャルワーカー	社会福祉の立場から、経済的・心理的・社会的問題を抱える 人の相談業務を担い、支援の手を差し伸べ問題の解決に導く 専門職(社会福祉士、精神保健福祉士等)を指します。
た	第1号被保険者	介護保険制度における被保険者のうち、市町村の区域内に 住所を有する65歳以上の住民を指します。
	第2号被保険者	介護保険制度における被保険者のうち、市町村の区域内に 住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者を指しま す。
	ダブルケア	同時期に介護と子育てなどの複数のケアを担うことを 指します。



	用語	解説
た	地域包括ケア システム	重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「住まい・医療・介護・予防・生活支援」が一体的に提供される地域の包括的な支援・サービスの提供体制を指します。
	地域防犯リーダー	地域の自主防犯活動を促進するために、自主防犯団体や地 域で防犯活動を行っている担い手を指します。
	地域連携ネットワーク	地域の社会資源をネットワーク化し、各地域において相談 窓口を整備し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組 みを指します。裁判所、福祉・医療・地域等の関係者、専門職 の団体などが参加し、成年後見制度の利用促進を図ります。
	ディーセント・ ワーク	「権利が保護され、十分な収入を生み、適切な社会保護が供与された生産的仕事」という意味で、平成11(1999)年の I L O総会で初めて用いられた言葉です。
	点訳	視覚に障がいのある人などのために、文字や図表などの情 報を点字に表すことを指します。
	ドメスティッ ク・バイオレン ス(DV)	一般的には、「配偶者や恋人など親密な関係にある、又は親密な関係にあった人からふるわれる暴力」という意味で使用されますが、親子間の暴力などまで含めた意味で使う場合もあります。
な	日常生活自立 支援事業	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業を指します。
	ニュースポーツ	子どもから高齢者まで幅広い年代の人が、勝敗にこだわらず、レクリエーションとして、気軽に楽しみ、気軽に運動できることを目指したスポーツを指します。
	認知症サポーター	「認知症サポーター養成講座」を受けた人が「認知症サポーター」となります。認知症を正しく理解してもらい、認知症の人や家族を温かく見守る応援者となり自分のできる範囲で活動を行います。
は	8050問題	高齢(80代前後)の親が、自立できない事情を抱える中高年(50代前後)の子どもを養っている状態で、2010年代以降の日本に発生している高年齢者のひきこもりに関する社会問題を指します。
	バリアフリー	障がいのある人や高齢者などが、生活していく上で妨げとなる障壁 (バリア) を除去することを指します。物理的な障壁だけでなく、社会的、制度的、心理的なものを含めた全ての障壁をなくし、自由に社会活動に参加できるようにすることを目指します。



	用語	解説
は	PDCAサイクル	マネジメントサイクルと呼ばれる管理手法の一種で、「計画」(Plan)、「実行」(Do)、「点検」(Check)、「改善」(Action)の頭文字をとったものです。業務計画の作成、計画にのっとった実行、実践の結果を目標と比べる点検、そして発見された改善すべき点を是正する4つの段階を繰り返すことで、段階的に業務効率を向上させることを目指す管理プロセスとなります。
	避難行動要支 援者名簿	災害時に自ら避難することが困難な、避難行動要支援者(要介護者、障がい者、一人暮らし高齢者等)を掲載した名簿を指します。
	フリースペース「ぶらっと」	柏崎市社会福祉協議会で実施している、ひきこもりやニートなど、生きづらさを感じていたり、生活に困難を抱えていたりする人たちのための居場所を指します。
	ふれあいサロ ン	子どもからお年寄りまで、誰でも集まれる地域のお茶の間 のような場を指します。
	防災士	社会の様々な場で減災と社会の防災力向上のための活動が 期待され、かつ、そのために十分な意識・知識・技能を有する ものとして、NPO法人日本防災士機構が認定した人を指し ます。
	法人後見	社会福祉法人や社団法人、NPO法人などの法人が成年後 見人等(成年後見人、保佐人、補助人)になり、親族等が個人 で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分 な人の支援を行うことを指します。
	法テラス	法務省の所管する公的法人で、法的トラブル解決のための 総合案内所の機能を持ちます。トラブル解決に必要な知識を 得たり、弁護士会の相談窓口を紹介してもらったりすること ができ、無料法律相談や弁護士費用の立替えなども行ってい ます。
	補装具	障がいのある人が日常生活上において必要な移動や動作等 を確保するために、身体の欠損又は損なわれた身体機能を補 完・代替する用具を指します。
ま	ミドル・シニア 層	一般的に中高年を指す言葉です。40代~60代がミドル・シニア層といわれています。
や	ユニバーサル デザイン	「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインする考え方を指します。対象を障がい者や高齢者等に限定していない点が、バリアフリーとは異なります。
	養護老人ホーム	65歳以上で身体的・精神的又は経済的な理由などにより自 宅での日常生活が困難な人を対象にした施設です。



	用語	解説
ゃ	要約筆記	話し手の話の内容をつかみ、それを文字にして伝える、聴覚 障がい者のためのコミュニケーションを指します。
5	ライフスタイ ル	生活者(消費者)の生活様式、行動様式、思考様式のことを 指します。
	療育手帳	児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知的障が いがあると判定された人に交付される手帳を指します。
	臨床心理士	臨床心理学に基づく知識や技術を用いて、人間の"こころ" の問題にアプローチする"心の専門家"を指します。
	レジリエント	予想外の変化や想定外の事態を受け止め、吸収し、そしてそれをエネルギーとして、従来になかったような新しいソリューション、価値提供、イノベーションを提供することを指します。
わ	ワークショッ プ	多様な人たちが会議や活動に主体的に参加し、チームの相 互作用を通じて新しい創造と学習を生み出す場を指します。





第四次柏崎市地域福祉計画・柏崎市地域福祉活動計画 (柏崎市成年後見制度利用促進基本計画)

令和4(2022)年度~令和8(2026)年度

発 行:柏崎市

社会福祉法人 柏崎市社会福祉協議会

発行年月:令和4(2022)年3月

■柏崎市福祉保健部福祉課

〒945-8511

新潟県柏崎市日石町2番1号

電話番号:0257-23-5111(代表)

F A X: 0257-21-1315

e-mail:fukushi@city.kashiwazaki.lg.jp e-mail:ks-14@syakyou.jp

■社会福祉法人 柏崎市社会福祉協議会

〒945-0045

新潟県柏崎市豊町3番59号

電話番号:0257-22-1411

F A X: 0257-22-1441









発 行:柏崎市

(福)柏崎市社会福祉協議会

発行年月: 令和4(2022)年3月